

吉田町の人事行政の運営等の状況について
(会計年度任用職員)

1 任免及び人数に関する状況

(令和5年4月1日現在)

区分 部門	職 員 数 (人)			主な増減理由
	令和4年度	令和5年度	対前年増減	
一般会計	66	67	1	指導主事
特別会計	0	0	0	
合 計	66	67	1	

(注) 区分は、地方公共団体定員管理調査の区分による。

2 人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、職員の執務について、定期的に人事評価を行うこととされている。当町では、目標管理と連携した人事評価制度を令和2年4月から導入し、職員が職務の遂行に当たり挙げた業績、発揮した能力及び態度の3つの領域による評価を行い、人事管理の基礎として活用している。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
12,933,277 千円	208,172 千円	1.6%

(2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職員数(人) A	職 員 給 与 費				一人当たり給与費 B/A
	給料	期末手当	その他手当	計 B	
66 人	168,430 千円	31,618 千円	8,124 千円	208,172 千円	3,154 千円

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員に対する手当の状況

① 期末手当の状況（令和5年4月1日現在） (単位：月分)

区分	会計年度任用職員	正規職員
6月期	1.2	1.2
12月期	1.2	1.2
計	2.4	2.4

② 特殊勤務手当

ア 種類及び支給単価等（令和5年4月1日現在）

手当の種類	支給単価等
伝染病防疫作業手当	1件1人 500円
犬猫等の死体処理作業手当	1件1人 300円
行旅病死取扱作業手当	病人1件 500円
	死亡人1件 10,000円
保育業務手当	月額 1,500円
家畜伝染病防疫手当	日額 500円
有害薬品取扱手当	1回 500円

イ 支給実績等（各特殊勤務手当合計分）

区 分	全職種
支給実績（令和4年度決算）	778千円
支給職員1人当たり平均支給額（令和4年度決算）	17千円
職員全体に占める特殊勤務手当支給職員の割合（令和4年度実績）	71.2%

③ 時間外勤務手当（普通会計決算）

令和3年度	支給総額	4,409千円
	1人当たり支給年額	68千円
令和4年度	支給総額	4,461千円
	1人当たり支給年額	68千円

④ 通勤手当（令和5年4月1日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
通勤 手当	[交通機関等利用者] 最高支給限度額 *55,000円	同じ	
	[交通用具使用者]		
	片道5km未満 2,000円		
	片道5km以上10km未満 4,200円		
	片道10km以上15km未満 7,100円		
	片道15km以上20km未満 10,000円		
	片道20km以上25km未満 12,900円		
	片道25km以上30km未満 15,800円		
	片道30km以上35km未満 18,700円		
	片道35km以上40km未満 21,600円		
	片道40km以上45km未満 24,400円		
	片道45km以上50km未満 26,200円		
	片道50km以上55km未満 28,000円		
	片道55km以上60km未満 29,800円		
	片道60km以上 31,600円		

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時15分	17時00分	12時00分～13時00分

(2) 特別休暇の導入状況

休暇の種類	期間
1 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合	必要と認められる期間
4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
5 地震、水害、火災その他の災害時において、通勤途上における身体の危険を回避するため、やむを得ない場合	必要と認められる期間
6 親族が死亡した場合	親族に応じ10日以内
7 妊娠中の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	必要な時間
8 結婚する場合	5日以内
9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に	必要と認められる期間

よる交通の制限又はしゃ断、感染症の患者に対する入院勧告その他感染症予防上必要な措置により勤務することが不適當な場合	
10 夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	5月から10月までの期間において3日以内
11 不妊治療に係る通院のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年に5日以内
12 6週間以内に出産する予定である職員が申し出た場合	出産までの期間
13 出産した場合	出産の翌日から8週間以内
14 妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日以内
15 妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学始期に達するまでの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	期間内における5日以内
16 生後1年に達しない子の保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内
17 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	1年に5日以内
18 要介護者の介護等を行う場合	1年に5日以内
19 生理日において勤務することが困難な場合	2日以内
20 母子保健法の規定による保健指導等により勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
21 公務上の負傷等により勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
22 私傷病等により勤務しないことがやむを得ない場合	勤務条件に応じ10日以内
23 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
24 妊娠中又は出産後1年以内に母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	必要な時間
25 妊娠中通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日1時間以内

(注) 取得要件等は、「吉田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

(3) 育児休業の取得者数（令和4年度）

区分	男性	女性
新たに取得した者	人	1人
前年度から引き続いている者	人	2人
合計	人	3人

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和4年度）

免職	休職	降任	降給	合計
人	2人	人	人	2人

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

(2) 懲戒処分者数（令和4年度）

免職	休職	降任	減給	合計
人	人	人	人	人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言う。

6 サービスの状況

(1) 服務規律遵守のための取組み（令和4年度）

区 分	取 組 内 容
町長部局等	① 職員の年末年始における綱紀の保持について（11月）
教育委員会	① 職員の年末年始における綱紀の保持について（11月）

(2) 兼職・兼業の許可件数（令和4年度）

区 分	許可件数（件）	主な許可事例
町長部局等	0	
教育委員会	0	
合 計	0	

(注1) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項及び教育公務員特例法第17条第1項に基づくものである。

(注2) 各市町村の教育委員会が許可をする市町村立学校の教職員を除く。

7 研修の状況

職員研修の概要等（令和4年度）

区分	研修数	受講人数 (延べ人員)	備考

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（令和4年度）

対象人数	63人
定期健康診断受診者数員	62人
人間ドック等受診者数	1人
受診率	100.0%

(注) 胃部検診は、40歳未満の希望者も受検可。

(2) 公務災害等の認定状況等（令和4年度）

区 分		長部局等	教育委員会	計
認 定	公務災害	3		3
	通勤災害			
	計（件）	3		3